（裁判所書記官によるファイルへの記録等）

第五十二条の十五　裁判所書記官は、法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録するときは、当該書面等の提出後、速やかにこれを行うものとする。

2　前項の書面等を裁判所に提出した者は、当該書面等を提出した日から一月以内に限り、裁判所書記官に対し、当該書面等の閲覧を請求することができる。

（書面等の提出が電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされたときの送付）

第五十二条の十六　法又はこの規則の規定により、書面等の提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項又は当該書面の画像情報が電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録されたときは、当該書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織の使用によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送付によってする。

（記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付）

第五十二条の十七　法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該事項に係る電磁的記録の送付をもって代えることができる。

第八章　［略］

（申立ての方式）

第五十二条の十八　［略］

（秘匿事項届出書面の記載事項等）

第五十二条の十九　［略］

（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）

第五十二条の二十　［略］

［2～6　略］

7　第一項の申立てをした者は、第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの（以下この項及び第九項において「閲覧等対象部分」という。）を提出しなければならないときは、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

8　第二項から第六項までの規定は、秘匿対象者が電磁的記録（秘匿対象者が法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。）について第一項の申立てをする場合について準用する。

9　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、閲覧等対象部分（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を除く。）及び前項において準用する第三項、第五項本文又は第六項の規定により電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟規則第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項」と読み替えるものとする。

第七章　［同上］

（申立ての方式）

第五十二条の九　［同上］

（秘匿事項届出書面の記載事項等）

第五十二条の十　［同上］

（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）

第五十二条の十一　［同上］

［2～6　同上］

7　第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

［新設］